

珠算・暗算検定試験問題の程度および内容

試験の程度及び内容は、次のとおりとする。

珠算能力検定試験(4・5・6級)

制限時間はいずれも 30 分、合格基準点は 210 点とする。

4 級

- (1) みとり算 5けたの円名数の加算又は加減算 10 題とする。1 題 10 口、1 題の総字数 50 字。
- (2) かけ算 法・実合わせて 7 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり算 法・商合わせて 6 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。

5 級

- (1) みとり算 4けたの円名数の加算又は加減算 10 題とする。1 題 10 口、1 題の総字数 40 字。
- (2) かけ算 法・実合わせて 6 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり算 法・商合わせて 5 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。

6 級

- (1) みとり算 3けたの円名数の加算又は加減算 10 題とする。1 題 10 口、1 題の総字数 30 字。
- (2) かけ算 法・実合わせて 5 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり算 法・商合わせて 4 けたのもの 20 題とする。ただし、無名数のもの 10 題、円名数のもの 10 題とし、いずれも整数の計算とする。

暗算検定試験(1・2・3級)

制限時間はいずれも 12 分、合格基準点は 400 点とする。

1 級

- (1) みとり暗算 3けたの無名数の加算または加減算 20 題とする。(1 題 10 口、1 題の総字数 30 字)
- (2) かけ暗算 法・実合わせて 5 けたの無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり暗算 法・商合わせて 5 けたの無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。

2 級

- (1) みとり暗算 3けたの無名数の加算 20 題とする。(1 題 7 口、1 題の総字数 21 字)
- (2) かけ暗算 法・実合わせて 4 けた (法 2 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする
- (3) わり暗算 法・商合わせて 4 けた (法 2 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。

3 級

- (1) みとり暗算 3けたの無名数の加算 20 題とする。(1 題 5 口、1 題の総字数 15 字)
- (2) かけ暗算 法・実合わせて 4 けた (法 1 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。
- (3) わり暗算 法・商合わせて 4 けた (法 1 けた) の無名数のもの 30 題とし、いずれも整数の計算とする。

段位認定試験問題の程度および内容

試験の程度及び内容は、次のとおりとする。

問題程度(珠算・暗算)

- (1)かけ算 法・実合わせて11けたのもの60題とする。ただし、無名数のもの30題、円名数のもの30題とし、帯小数・小数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数がでたとき無名数は小数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。
制限時間10分。
- (2)わり算 法・商合わせて10けたのもの60題とする。ただし、無名数のもの30題、円名数のもの30題とし、帯小数・小数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数がでたとき無名数は小数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。
制限時間10分。
- (3)みとり算 10けたの円名数の加算または加減算30題とする(1題10口、1題の総字数100字)。
制限時間10分。
- (4)かけ暗算 法・実合わせて5けた・6けた・7けたのもの各20題の計60題とし、全問無名数とする。
制限時間3分。
- (5)わり暗算 法・商合わせて5けた・6けた・7けたのもの各20題の計60題とし、全問無名数とする。
制限時間3分。
- (6)みとり暗算 4けた・6けた・8けたのもの各10題とし、無名数の加算または加減算の計30題とする。
制限時間4分。

段位認定 (珠算・暗算共通)

試験の結果は、種目ごとに審査する。認定基準は、下表「段位認定基準表」のとおりとする。

(1)・(2)・(3)の全種目について段位の認定を受けた者には、昇段した場合においてのみ珠算段位認定証書を授与する。

(4)・(5)・(6)の全種目について段位の認定を受けた者には、昇段した場合においてのみ暗算段位認定証書を授与する。

各種目の段位については、申請により当該段位の種目別認定証を発行する。

取得された段位のそれぞれの種目については、2年間(過去5回)その科目の成績を留保する。

【段位認定基準表】

種目	問題数	得点	準初段	初段	準二段	二段	準三段	三段	四段	五段	六段	七段	八段	九段	十段
かけ算	60題	5点	90	100	110	120	130	140	160	180	200	220	240	260	290
わり算	60題	5点													
みとり算	30題	10点													

以上